

# 佐用町立三日月小学校いじめ防止基本方針

## 1 本校の方針

全校児童が、安心して安全に学べる学校生活を送り、誰もが確かな居場所のある学校づくり、学級づくりに取り組めるよう、教職員が児童とともにいじめを防止し、お互いを大切にする土壤を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「佐用町立三日月小学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

- いじめは、人間として決して許される行為ではない。しかし、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、学校、家庭、地域が連携し、一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- 学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努める。
- 生命・人権を尊重し、差別やいじめをゆるさない信頼感にみちた「いじめが起こらない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく。

## 3 いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

### (1) 校内指導体制

「いじめは絶対許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。そのために、いじめを認知した場合には、その対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。

「いじめ対応チーム」の構成員は、校長、教頭、生活指導担当、その他校長が必要と認める者（養護教諭、スクールカウンセラー、学級担任、心理、福祉等の専門家及びその他の関係者等）とする。

そして「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員が問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、保護者・関係機関・地域と連携を密にし、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で総合的な対策を行う。

### (2) 未然防止及び早期発見等の取組

生活指導委員会が中心となり、定期的な生活実態調査、生徒の共通理解等いじめ防止等の取組を体系的・計画的に行う。また、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る研修を計画的に実施する。

## 4 具体的な取組

### (1) 教師がすること

- ① いじめの早期発見・対応に努める。
  - ・ 学期に1回のアンケートを実施 アンケートの結果を集計し、全教職員で現状を共有して対応する。

- ・ 日常の児童の様子を注意深く観察する。（1日に少なくとも1回は児童と教師が話をする）
  - ・ 職員会議で、「気になる児童」の様子を語り合い、対応の仕方まで綿密に協議する。
  - ・ 欠席児童を把握する。
  - ・ いじめ早期発見のチェックリストで点検する。【別紙】
  - ・ 関係機関（青少年育成センター・スクールカウンセラー・学校生活支援教員等）との連携を図る。
  - ・ 研修してきたことを職員に周知する。
- ② いじめの未然防止に努める。
- ・ 人権教育及び道徳教育年間指導計画に沿った指導を確実に行う。
  - ・ 地域の方の菊づくり、もち大豆、さつまいもの栽培活動の指導を通して、感謝の気持ちをもつ。
  - ・ 軽微な行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識をもち、個別指導及び学級指導を行う。

## （2）児童がすること（教職員の指導のもと）

- ① 終わりの会等で今日1日を振り返る。
  - ・ 反省をし、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のために役立てる。
  - ・ 学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。
- ② 月1回、代表委員会を行う。
  - ・ 話し合い活動を行い、児童が問題点を出し合い、解決のための手立てを考える。
- ③ 特別活動を充実させる。
  - ・ 学校行事に対して、計画を立て、協力してやりきったという達成感を味わわせるとともに、低学年の児童に対して優しい気持ちで接する。
  - ・ 遠足や運動会等、縦割り班で活動するとともに、月1回、業間に縦割り班遊びを行い、高学年のリーダー性を育成する。
- ④ 友だちの名前を呼び捨てにしないことで、お互いを尊重し合う環境づくりをする。

## （3）保護者等に協力を求めること

- ① 解決のために理解を求める
  - ・ 日頃から信頼関係を築き、児童の背景を把握しストレスの除去を行うためには、保護者等の協力が不可欠であることを伝える。
  - ・ 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあればすぐに連絡を願う。
  - ・ 問題があれば双方の保護者に連絡し、学校と協力して指導を願う。
  - ・ 場合によっては、PTA本部役員の協力を願う。
- ② 地域の方から子どもの様子を聞く。
  - ・ 学校評議員会を開催し、地域での児童の様子を把握する。
- ③ ネット上のいじめへの対応
  - ・ インターネットや携帯電話（ゲーム機を含む）を使用する際のルールやモラルについて研修を深め、授業に生かす。
  - ・ 教育講演会を開催し、教職員と保護者が課題を共有して、家庭での使用上のルールづくりを推進する。